

第12号議案

京都地方税機構広域連合長の報酬の特例に関する条例一部改正の件

京都地方税機構広域連合長の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年12月13日提出

京都地方税機構
広域連合長 山田 啓二

京都地方税機構広域連合長の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

京都地方税機構広域連合長の報酬の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都地方税機構広域連合長等の報酬の特例に関する条例

本則中「広域連合長」の右に「及び副広域連合長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。